

流山市指定給水装置工事事業者 【各種届出等のご案内】

指定事項の変更・主任技術者選・解任について

- ◇ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10号)を提出してください。
- ◇ 給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3号)を提出してください。

なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

【添付書類】

届出の種類		定款(財団法人 の場合は寄付 行為)の写し	登記簿 の謄本	住 民 票 又は外国人 登録証明書	誓約書	備 考	
指定 事項 の 変 更	氏名又は名称	法人	○	○		謄本(記載事項証 明書)、住民票は 発行日から3ヶ 月以内のもの 定款は直近のも の 支店の移転等本店の変更登記や 住民登録の変更を伴わないもの	
		個人			○		
	住 所	法人	○	○			
		個人			○		
	代 表 者	法人	○	○			○
	役 員	法人		○			○
事業所の名称 又は所在地	法人					支店の移転等本店の変更登記や 住民登録の変更を伴わないもの	
	個人						
主任技術者の選任・解任		法人				免状又は主任技術者証 の写しを添付(選任のみ)	
		個人					

- ◇ 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。
- ◇ 「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。
- ◇ 流山市指定給水装置工事事業者証に記載のある「氏名又は名称」「住所」「代表者」の変更の場合は、発行済みのものを返却の上、再度発行します。